

告 示

埼玉県告示第千百十六号

埼玉県議会平成二十九年九月定例会において議決された平成二十九年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,647,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,869,156,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,816,790	16,458	2,833,248
	2 負担金	2,524,859	16,458	2,541,317
9 国庫支出金		162,470,970	843,116	163,314,086
	2 国庫補助金	41,084,562	843,116	41,927,678
13 繰越金		545,407	91,270	636,677
	1 繰越金	545,407	91,270	636,677
14 諸収入		34,475,210	15,000	34,490,210
	4 受託事業収入	3,208,479	15,000	3,223,479
15 県債		245,430,000	682,000	246,112,000
	1 県債	245,430,000	682,000	246,112,000
歳入合計		1,867,509,134	1,647,844	1,869,156,978

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		351,198,935	49,715	351,248,650
	2 児童福祉費	76,946,752	49,715	76,996,467
8 土木費		119,525,221	1,532,169	121,057,390
	2 道路橋りょう費	47,100,359	1,281,084	48,381,443
	3 河川費	29,068,592	77,000	29,145,592
	4 都市計画費	30,723,493	174,085	30,897,578
10 教育費		486,938,971	65,960	487,004,931
	1 教育総務費	59,813,141	65,960	59,879,101
歳出合計		1,867,509,134	1,647,844	1,869,159,978

第2表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道 路 事 業	5,287,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,865,000		(補正前に同じ。)	
砂 防 事 業	318,000	同	上	同	上	357,000	(同)	上)
街 路 事 業	1,563,000	同	上	同	上	1,628,000	(同)	上)